**１　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要**

（１）北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

　現在、鉄道により都市機能が分断されていることから、鉄道の連続立体交差化により、都市交通の円滑化及び合理的な都市機能の形成を図るため、本案のとおり、摂津市駅付近において、阪急電鉄京都線を決定するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 摂津市茨木市 | ０－１号阪急電鉄京都線 | 摂津市阪急正雀、庄屋一丁目、千里丘東五丁目、千里丘東四丁目、南千里丘、千里丘東三丁目、千里丘東二丁目及び千里丘東一丁目地内　茨木市蔵垣内三丁目、丑寅二丁目及び天王二丁目地内 | 鉄道の高架化 |

（２）北部大阪都市計画道路の変更

　本路線について、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業の実施に伴い、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり、一部区間の幅員及び名称等を変更し、一部区間を廃止するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 摂津市茨木市 | ３・２・２２４－２号千里丘寝屋川線 | 摂津市千里丘東一丁目、千里丘東二丁目、昭和園及び桜町一丁目地内茨木市沢良宜西四丁目地内 | 一部区間の幅員及び名称等の変更並びに一部区間の廃止 |

２　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

（１）掲示場所

|  |  |
| --- | --- |
| 市役所 | 府庁 |
| 摂津市建設部都市計画課茨木市都市整備部都市政策課 | 都市整備部都市計画室計画推進課 |

（２）掲示期間

　　平成２８年９月１日（木）から平成２８年９月１５日（木）まで